

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例の運用状況について

旭川市政における公正な職務の執行の確保等に関する条例第26条の規定により、この条例の運用状況を次のとおり公表します（対象期間 平成27年10月1日～平成28年3月31日）。

1 職員の法令遵守の状況

道路交通法違反（1件）

・人身事故

相手方に頸椎捻挫、腰椎捻挫の傷害を与えたもの 1件

その他（1件）

・相手方に面会を求める電子メールを5回送信したことによるストーカー規制法違反容疑で逮捕された 1件

2 公益通報の実績

受付件数 0件

3 不当要求行為

報告件数 0件

4 公正職務審査会

開催回数 0回